

墨田区コミュニティ住宅条例の一部を改正する条例を公布する。

平成24年6月29日

墨田区長 山 崎 昇

墨田区条例第43号

墨田区コミュニティ住宅条例の一部を改正する条例

墨田区コミュニティ住宅条例（平成2年墨田区条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「及び」の次に「同条第9号の3に規定する準耐火建築物で」を加え、「不燃建築物を」を「要件を備えているものを」に改め、同条に次の1号を加える。

都市計画道路事業 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第15項に規定する都市計画事業に基づく道路の整備事業をいう。

第4条第1項第1号ア中「に係る事業計画について国土交通大臣の承認を受けた日（以下「承認の日」という。）」を「の開始日（当該事業の期間を延伸した場合は、当該延伸に係る期間の初日。以下「事業開始日」という。）の前日」に、「承認の日後」を「事業開始日以後」に改め、同号イ及びウ並びに同項第2号中「承認の日後」を「事業開始日以後」に改め、同項第4号中「の施行に」を「又は都市計画道路事業の施行に」に改め、同号イ中「承認の日後」を「事業開始日以後」に改め、「市街地整備事業」の次に「又は都市計画道路事業」を加え、同条第2項第1号中「建替え」の次に「又は地震若しくは火災に対する安全性の向上を目的とした規則で定める建築物の改修」を加え、同条第3項第1号中「承認の日」を「事業開始日の前日」に改め、同項第2号中「承認の日後」を「事業開始日以後」に改める。

第6条第1項中「第4条の」を「第4条に規定する」に改める。

第9条第2項中「第23条」を「第23条第1項」に改める。

第14条第2項中「第4号の」を「第4号に掲げる」に改める。

第15条第1項中「の費用」を「に掲げる費用」に改める。

第19条第2項中「き損」を「毀損」に改める。

第21条第1項後段を削り、同条第2項を次のように改める。

2 第18条第2号の規定によりコミュニティ住宅を模様替えし、若しくはこれに工作を加え、又は同条第4号の規定によりコミュニティ住宅の敷地内に工作物を設置した使用者は、前項の検査のときまでに、自己の負担においてこれを原状に復し、又は撤去しなければならない。

第25条第2項中「前項の」の次に「規定による」を加え、同条第4項中「の許可」を「に掲げる事項に係る許可」に、「若しくは」を「、若しくは」に、「又は」を「、又は」に改め、同条第5項中「又は」を「、又は」に改め、同条第6項中「規定に基づく」を「規定による」に、「前項の」を「前項に規定する」に改める。

第26条第1項第2号中「使用料」の次に「又は共益費」を加え、同項第4号中「き損」を「毀損」に改め、同項第7号中「が、中止」を「若しくは改修が中止」に、「又は」を「、又は」に、「建替えに」を「建替え若しくは改修に」に改める。

第27条第1項中「東京都住宅供給公社又は財団法人墨田まちづくり公社（昭和57年8月16日に財団法人墨田まちづくり公社という名称で設立された法人をいう。）の」を「区職員以外の者で区長が」に改める。

第29条の見出し中「市街地整備事業」の次に「及び都市計画道路事業」を加え、同条中「当該市街地整備事業」の次に「又は都市計画道路事業」を加える。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成24年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第26条第1項第2号の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る共益費の滞納について適用し、同日前の使用に係る共益費の滞納については、なお従前の例による。